



## ○長野県告示第318号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成14年6月6日

長野県知事 田中康夫

## 1 講習会の主催者の名称及び所在地

財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 金田一郎  
東京都港区虎ノ門1丁目26番5号

## 2 講習会の日程

平成14年8月26日（月）、27日（火）、9月9日（月）、10日（火）、17日（火）、  
24日（火）

## 3 講習会場の名称及び所在地

J A松本ハイランドグリーンパル  
松本市芳川村井町905-2

## 4 受講料

1万7,000円

食品環境水道課

## ○長野県告示第319号

林道事業補助金交付要綱（昭和34年長野県告示第633号）の一部を次のように改正し、平成14年度の補助金から適用する。

平成14年6月6日

長野県知事 田中康夫

第1中「林業を振興し、国土の保全」を「林業生産基盤、山村地域の生活環境基盤及び森林環境の保全に資する基盤の整備」に改め、「林道の開設事業、改良事業、舗装事業、施設災害復旧事業及び施設災害関連事業並びに林業地域総合整備事業（以下「」及び「」という。）」を削る。

第2第1項の表を次のように改める。

事業の種類		経費	補助率
森林環境保全整備事業	水土保全林整備事業	公的森林整備推進事業及び流域公益保全林整備事業のうち森林管理道の開設に要する経費	10分の5.5以内。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された地域（以下「過疎地域」という。）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第4項の規定により公示された区域（以下「振興山村地域」という。）にあつては10分の6以内 間伐林道、複層林施業推進林道及び特定保安林緊急整備林道（以下「森林造成林道」という。）にあつては10分の6以内
	共生林整備事業	(1) 森林空間総合整備事業のうち次に掲げる経費 ア 森林管理道の開設に要する経費 イ 林道の改良に要する経費 (2) 絆の森整備事業のうち森林管理道の開設に要する経費	10分の5.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては10分の6以内 森林造成林道にあつては10分の6以内 幹線林道にあつては10分の6以内 その他林道にあつては10分の4以内 10分の5.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては10分の6以内 森林造成林道にあつては10分の6以内
	資源循環林整備事業	流域循環資源林整備事業のうち森林管理道及び森林施業道の開設並びに関連する作業ポイ	10分の5.5以内。ただし、森林管理道及び森林施業道の過疎地域及び振興山村地域にあつては10分の6以内 森林造成林道にあつては10分の6以内

		ント及び作業道との接続路の整備に要する経費	
	機能回復整備事業	(1) 森林災害等復旧林道事業のうち森林管理道の開設に要する経費 (2) 林道改良事業に要する経費	10分の6以内  幹線林道にあつては10分の6以内 その他林道にあつては10分の4以内
農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業	峰越連絡林道事業	林道の開設に要する経費	10分の6以内
	林道舗装事業	林道の舗装に要する経費	幹線林道にあつては10分の6以内 その他林道にあつては30分の13以内
森林居住環境整備事業	森林居住環境整備事業(フォレスト・コミュニティ総合整備事業)	(1) 全体計画調査に要する経費 (2) 森林活用基盤整備として実施する森林基幹道整備のうち森林基幹道の開設及び改良、林業施設用地整備及び作業ポイント整備に要する経費 (3) 居住環境基盤整備として実施する次に掲げるものに要する経費 ア 集落基盤整備 イ 公共施設等基盤整備 ウ 融雪施設整備 エ 林業集落内健康増進広場整備 オ 林業集落内防災安全施設整備 カ 森林利用施設整備 キ 滞在施設整備 (4) 居住地森林環境整備のうち次に掲げる経費 ア 森林管理道の開設に要する経費	10分の6以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては10分の6.5以内 10分の6以内。ただし、居住環境基盤整備と一体的に実施する過疎地域及び振興山村地域にあつては10分の6.5以内  10分の6以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては10分の6.5以内(カに掲げる経費を除く。)  10分の5.5以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては10分の6以内 居住環境基盤整備と一体的に実施する場

		イ 林道の改良に要する経費	合にあつては10分の6以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては10分の6.5以内 幹線林道にあつては10分の6以内 その他林道にあつては10分の4以内 居住環境基盤整備と一体的に実施する場合にあつては10分の6以内。ただし、過疎地域及び振興山村地域にあつては10分の6.5以内
林道施設災害復旧事業	林道施設の災害復旧に要する経費		奥地幹線林道にあつては10分の6.5以内 その他林道にあつては10分の5以内
林道施設災害関連事業	林道施設災害関連事業に要する経費		奥地幹線林道にあつては10分の6以内 その他林道にあつては10分の5以内
森林・林業総合対策事業	間伐等森林整備促進対策事業	林道の開設、改良及び舗装に要する経費	10分の5以内
県単林道事業	県単林道開設事業	林道の開設に要する経費	10分の4以内
	県単林道改良事業	林道の改良に要する経費	
	県単林道舗装事業	林道の舗装に要する経費	
	県単林道施設災害復旧事業	林道施設の災害復旧に要する経費	
	県単林道施設災害関連事業	林道施設災害関連事業に要する経費	

林業振興課

## ○長野県告示第320号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年6月6日

長野県知事 田中康夫

## 1 解除に係る保安林の所在場所

下水内郡栄村大字塚字秋山17550の36・17550の37・17550の40から17550の42まで・17550の44・17550の48・17550の50（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、17550の72、17550の73、17562の5・17562の6・17562の8・17562の9・17562の11・17562の12・17562の14から17562の16まで（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、17562の21、字屋敷17675の3・17675の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び下水内郡栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

## ○長野県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 418号
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡天龍村平岡309番の12地先から  
下伊那郡天龍村平岡312番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年6月6日

道路維持課

○長野県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 松本環状高家線
- 2 供用を開始する区間  
松本市大字神林字夏目畑7107番の4地先から  
松本市大字和田3967番の14地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年6月6日

道路維持課

## ○長野県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
下伊那郡天龍村平岡309番の12地先から 下伊那郡天龍村平岡312番の4地先まで	旧	6.0~20.4	0.2580
同 上	新	6.0~20.4	0.2580
		6.0~48.5	0.4140

道路維持課

## ○長野県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松本環状高家線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市大字神林字夏目畑7107番の4地先から 松本市大字和田3967番の14地先まで	旧	13.5~21.8 <sup>m</sup>	0.2630 <sup>km</sup>
		10.0~17.5	0.2940
同 上	新	13.5~21.8	0.2630

道路維持課

## ○長野県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年6月21日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年6月6日

長野県知事 田中康夫



- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 角間中野線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字佐野字角間2232番地先から 下高井郡山ノ内町大字佐野字山崎 2024番の1地先まで		旧	5.0~10.0 <sup>m</sup>	0.5205 <sup>km</sup>
			7.2~34.0	0.5135
同	上	新	7.2~34.0	0.5135

道路維持課